

工場立地法 届出の手引き



令和4年4月1日

糸島市 経済振興部 商工振興課

〒819-1192

福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

TEL : 092-332-2096 (直通)

FAX : 092-324-2531

URL : <https://www.city.itoshima.lg.jp>

工場立地法 届出の手引き

目 次

第1 工場立地法とは？	2
1. 工場立地法の目的	2
2. 法の対象となる工場	2
3. 届出	2
4. 準則(規制内容)	2
第2 工場立地法届出書類作成にあたって	3
1. 届出が必要な場合	3
2. 届出書類	3
3. 生産施設とは	4
4. 緑地とは	6
5. 環境施設とは	7
6. 工場立地法の特例	8
7. 届出先	11

工場立地法 届出の手引き

第1 工場立地法とは

1. 工場立地法の目的

工場立地法（昭和34年法律第24号）は、工場立地が周辺地域の環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的として、工場の新設・変更の際に事前に届出を行うことを義務づけています。この際、生産施設、緑地、環境施設の面積は一定の規制を受けます。

2. 法の対象となる工場

次の2つの要件を満たす工場（「特定工場」という）が対象となります。

① 業種の要件

製造業（物品の加工業を含む）、電気供給業（水力、地熱、太陽光発電所を除く）、ガス供給業、熱供給業

② 規模の要件

敷地面積 9,000㎡以上 または 建築物の建築面積の合計 3,000㎡以上

○敷地面積

- ・工場等（工場、駐車場、資材置場、緑地等）の用に供する土地の全面積。
 - ・自己所有地、借地等の別を問わない。
 - ・地目は問わない。
 - ・「9m以上の幅員がある道路、水路、河川等の公共施設」及び鉄道により分断される土地、又は20m以上離れた土地については除外する。ただし、生産工程上、環境保全上、若しくは管理運営上、極めて密接なつながりがある土地については敷地とする。
 - ・社宅、寮又は病院の用に供する土地及びこれらの施設の用地として明確な計画があるものについても含まれない（ただし、その土地の範囲に明確な仕切りがない場合には、その建築面積を0.6で除した面積を敷地面積から除外するものとする）。
 - ・保育所及び託児所についても同様の取扱とする。
- ※都市計画法、他法令での敷地のとらえ方と異なる場合があります。

○建築面積

- ・土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの。
- ・建築基準法上（施行令第2条第1項第2号）の建築面積と同じであり、建築物の水平投影面積をいう。
→建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積。
- ・軒、ひさし、はね出し縁その他これに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1メートル後退した線。

3. 届出

建築物の工事等の開始日（工事を伴わない場合には、土地の移転登記又は契約の日、製品の変更日）から90日前までに届出書が受理されていなければなりません。

※ 届出内容が適当であると認められる場合は、10日に短縮することができます。

4. 準則（規制内容）

生産施設面積	敷地面積の30～65%以内（業種に応じて）
環境施設面積（緑地面積含む）	敷地面積の25%以上（15%以上は敷地周辺部に配置）
緑地面積	敷地面積の20%以上

※既存工場（法が施行された昭和49年6月28日以前に設置された工場）及び特例団地には特例措置があります。

工場立地法 届出の手引き

第2 工場立地法届出書類作成にあたって

1. 届出が必要な場合

新設届出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定工場を新設する場合 ○ 増築や敷地の増加により特定工場の要件を満たすこととなる場合
変更届出	新設の届出をした工場が、次のいずれかの事項を変更する場合 <ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地面積の変更 ○ 生産施設面積の変更（減少のみの場合は届出不要） ○ 緑地、環境施設面積の変更 ○ 緑地、環境施設の配置の変更 ○ 製品の変更
その他の届出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社名、所在地の変更 ○ 承継（届出をした特定工場を別法人が引き継ぐ場合） ○ 廃止（届出をした特定工場を取り壊すなど、廃止する場合）

2. 届出書類

(1) 工場の新設・変更の届出書類

	届 出 書 類	新 設	変 更
1	新設届出の概要	○	×
2	変更届出の概要	×	○
3	業種別生産施設面積整理表	△(*1)	△(*1)
4	準則計算表	○	○
5	準則計算推移表	○	○
6	特定工場新設（変更）届出書	○(*2)	○(*2)
7	特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）		
8	特定工場における生産施設の面積	○	○
9	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	○	○
10	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置	△(*3)	△(*3)
11	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	△(*4)	△(*4)
12	事業概要説明書	○	○
13	生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図	○	○
14	特定工場用地利用状況説明書	○	○
15	特定工場の新設等のための工事の日程	○	○

*1：生産施設面積率が異なる2つ以上の業種がある場合のみ作成。

*2：新設（変更）届出にあわせて実施制限期間の短縮の申請を行う場合は、No.6に代えてNo.7を提出。

*3：特例団地に立地している工場のみ作成。ただし、前原インターチェンジ南産業団地においては提出不要。

*4：隣接する緑地・環境施設を複数の事業者で維持管理する場合のみ作成。

(2) その他の届出書類

	届 出 書 類	届出が必要な場合
16	氏名（名称、住所）変更届書	社名等を変更する場合
17	特定工場承継届出書	合併や分社化等により工場を承継する場合
18	特定工場廃止届	工場を廃止する場合
19	委任状	代理人が届出を行う場合

工場立地法 届出の手引き

3. 生産施設とは

(1) 生産施設の定義

- ・生産施設とは、①製造を行う機械等が設置されている建物
②屋外プラント類
- ・準則（規制内容）：敷地面積の30～65%以内（率は業種毎に定められています。）
→業種区分（P5）

(2) 生産施設の具体例

施設名	生産施設に該当するか否かの判断
① 事務所、研究所、食堂	独立の建築物であるものは非生産施設。
② 倉庫関連施設	もっぱら貯蔵の用に供する独立した施設は非生産施設。
③ 出荷・輸送関連施設	生産工程の一環として製品の包装・荷造（梱包）を継続して行う施設は生産施設。
④ 用役施設	自家発電施設（受変電施設及び用水施設を除く。）、ボイラー、コンプレッサー、熱交換器等は生産施設。ただし、受変電施設及び用水施設は非生産施設。
⑤ 煙突煙道等排煙施設	非生産施設。
⑥ 検査所（試験室）	生産工程の一環として行われる検査施設は生産施設。独立して製品の技術開発を目的とする検査所・試験室は非生産施設。
⑦ 修理工場	製造・加工と修理を合わせて行う修理工場は生産施設。
⑧ 公害防止施設	自らの工場における排出物を処理するための施設は非生産施設。ただし、当該施設によって有用成分の回収または副産品の生産を行う場合は原則として生産施設。
⑨ 休廃止施設	一時的な遊休施設は生産施設。また、廃止された施設であっても、撤去されない限り、原則として生産施設。
⑩ 試作プラント	原則として非生産施設。ただし、実稼働プラントに移行する可能性のあるもの、試作品を販売する場合は生産施設。
⑪ 地下に設置される施設	非生産施設。

工場立地法 届出の手引き

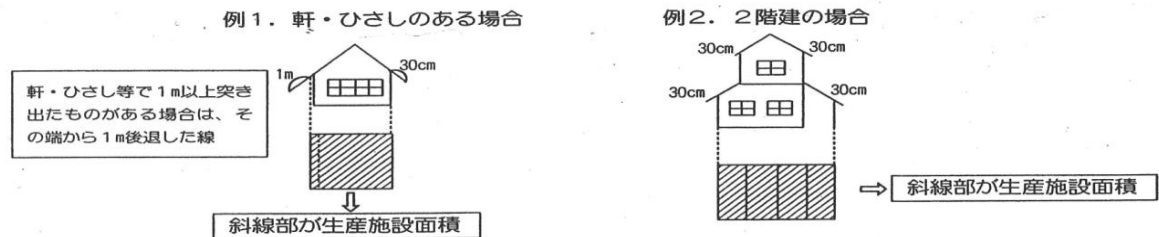
(3) 生産施設面積の割合（準則）

業種の区分		生産施設面積率
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30%
第2種	伸鉄業	40%
第3種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）	45%
第4種	鋼管製造業及び電気供給業	50%
第5種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	55%
第6種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	60%
第7種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65%

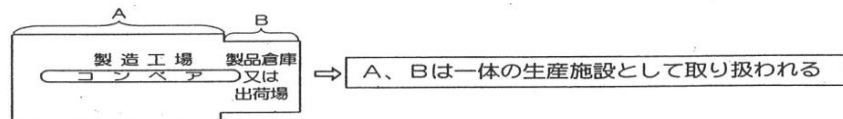
※生産施設面積率：敷地面積に対する生産施設の面積の割合

(4) 生産施設面積の測定方法

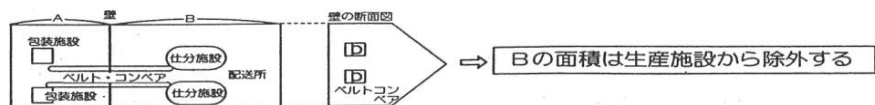
- 生産施設の面積は原則として投影法による水平投影面積を測定する。（建築基準法施行令第2条第1項第2号の測定方法）
- 生産施設が設置されている建築物の中に、事務所や食堂、倉庫等があつて、その部分が壁などで仕切られていれば（床から中空までの壁や移動式の間仕切り、カーテンの類は除く）別棟とみなし生産施設面積から除外する。
- 1階が倉庫で、2階に生産施設がある建物等について、当該建物のいずれかの階に生産施設が設置されていれば、当該建築物は生産施設となる。
- 工場建屋の面積の測定方法の具体例



例3. 同一工場内に製造装置と倉庫、出荷場があり壁で明確に区分されていない場合



例4. 壁で明確に仕切のある倉庫、出荷所



4. 緑地とは

(1) 緑地の定義

・緑地とは、土地又は施設に設けられるもので、建築物施設の屋上その他の屋外に設けられる次のいずれかに該当するもの

- ① 樹木が生息する区画された土地等であつて、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境保持に寄与するもの
- ② 低木、芝、その他の地被植物（手入れがされているものに限る）で表面が被われている土地等

・緑地は環境施設の内数となります。緑地のみを設置する場合は緑地だけで25%以上が必要です。

※野菜畑は緑地以外の環境施設とします。温室、ビニールハウスは緑地とはしません。

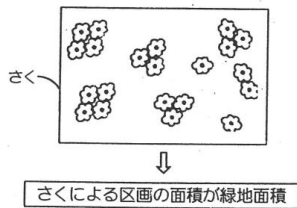
※施行規則等の一部改正（H23.9.30施行）により、面積当たりの木の本数、最低面積の規定はありません。

- （目安）
- ① 10㎡当たり、高木が1本以上ある緑地
 - ② 20㎡当たり、高木が1本以上、かつ低木が15本以上ある緑地
 - ③ 低木または芝その他の地被植物で被われている緑地
（高木：成木に達したとき4m以上の樹高になるもの）
（低木：高木以外の樹木）

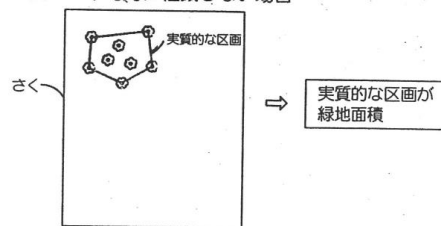
(2) 緑地の測定方法

(1) 区画されている緑地

例1 平均的に植栽されている場合

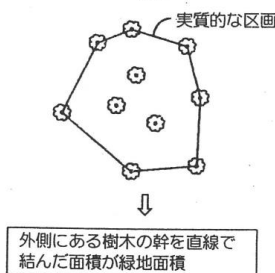


例2 平均的に植栽しない場合

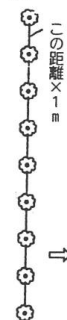


(2) 区画されていない緑地

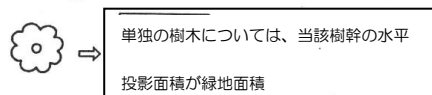
例1



例2



例3



○法面を緑化した場合の面積は法面の水平投影面積を測定するものとする。

(3) その他

- ・下記①～③については、緑地面積率の4分の1を上限として緑地に算入することができる。
- ① 屋上緑化：建築物等の屋上を緑化すること。プランター等容易に撤去できるものは不可。
- ② 壁面緑化：建築物やフェンス等の直立している部分を緑化すること。緑地の面積は緑化しようとする部分の水平延長に1mを乗じた面積とする。原則として壁の最上部まで覆うものとするが、2階以上の建築物である場合は1階部分までを覆うものであればいいものとする。
- ③ 駐車場緑化：芝生保護材等を利用して駐車場を緑化すること。

工場立地法 届出の手引き

5. 環境施設とは

(1) 環境施設の定義

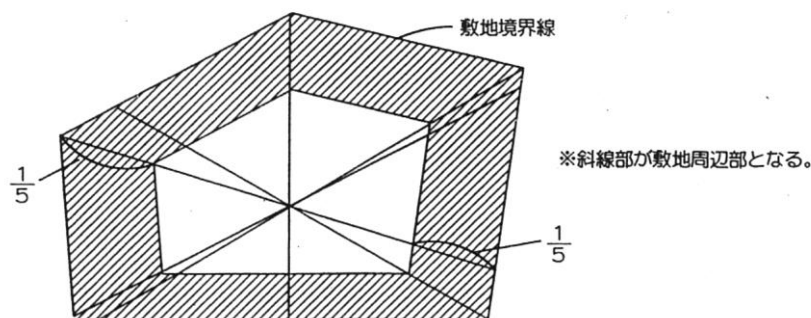
- ・環境施設とは、緑地、噴水、池その他の修景施設、屋外運動場、広場、太陽光発電施設その他これらに類する施設であり、周辺地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるもの。
- ・環境施設は、オープンスペースで、かつ美観等の面で公園的に整備されている等の条件を満たしている必要があります。

(2) 環境施設の具体例

施設名	環境施設に該当するか否かの判断
① 広場	散歩、キャッチボール等の簡単な運動や集会等に利用できる整備された場所。単なる広場、玄関前の車まわりのような場所は不可。
② 屋外運動場	野球場、陸上競技場、テニスコート、バレーボール場等。
③ 調整池	美観等の面で公園的に整備されているもの。単なる貯水池は不可。
④ 雨水浸透施設	浸透管、浸透ます、浸透側溝、透水性舗装が施された土地のうち、地下水源の涵養、浸水被害の防止等の効果が十分に見込まれるもの。 →雨水浸透施設申立てを提出
⑤ 太陽光発電施設	太陽電池、太陽電池設置器具、パワーコンディショナー及び変圧器など一連の機械又は装置。

(3) 環境施設の配置

- ・環境施設は、敷地面積の15%以上を敷地周辺部に配置しなければなりません。
- ・敷地周辺部とは、敷地の境界線から対面する境界線までの距離の5分の1の距離だけ内側に入った点を結んだ線（「5分の1ライン」という）と、境界線との間に形成される部分をいいます。



※敷地が道路などによって分断される場合には、それぞれ「5分の1ライン」があるものとする。

→敷地の境界線から中心点を通る直線の両端の5分の1のラインとなる。

(4) 敷地外緑地について

- 原則認めない。
- ※今後、必要であることが考えられる際に検討する。

工場立地法 届出の手引き

6. 工場立地法の特例

(1) 既存工場

昭和49年6月28日(法施行日)にすでに設置されていた工場(「既存工場」という)には、以下の準則の特例が適用されます。

(単一業種の場合)

① 生産施設面積

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$$

P : 今回の変更に係る生産施設の面積
※ 生産施設の増設と撤去の両方がある場合は、増加面積及び減少面積の合計
γ : 当該既存工場の業種別生産施設面積率 (P 5 参照)
S : 当該既存工場の敷地面積
P₀ : 昭和49年6月28日時点で既に設置されている生産施設の面積
α : 当該既存工場の業種別既存生産施設用敷地面積計算係数 (P 49 参照)
P₁ : 昭和49年6月29日以降に生産施設面積の変更が行われた場合におけるその変更にかかる面積の合計
※ 生産施設の増設と撤去の両方がある場合は、増加面積及び減少面積の合計

② 緑地面積

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

P : 今回の変更に係る生産施設の面積
※ 生産施設の増設と撤去の両方がある場合は、増加面積のみの合計
G : 今回の変更に伴い設置する緑地の面積
G₀ : 今回の変更の前までに設置されている緑地の面積の合計のうち、最低限設置することが必要な緑地の面積を超える面積
(すなわち、前回の届出での「次回G₀」)

③ 環境施設面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

P : 今回の変更に係る生産施設の面積
※ 生産施設の増設と撤去の両方がある場合は、増加面積のみの合計
E : 今回の変更に伴い設置する環境施設の面積
E₀ : 今回の変更の前までに設置されている環境施設の面積の合計のうち、最低限設置することが必要な環境施設の面積を超える面積
(すなわち、前回の届出での「次回E₀」)

工場立地法 届出の手引き

(複数業種の場合)

① 生産施設面積

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$$

n : 当該工場の業種数

P_i : i 業種の昭和49年6月28日以降の変更に係る生産施設の面積

※ 生産施設の増設と撤去の両方がある場合は、増加面積及び減少面積の合計

γ_i : 当該既存工場の i 業種の業種別生産施設面積率 (P 5 参照)

S : 当該既存工場の敷地面積

m : 昭和49年6月28日時点での当該工場の業種数

P_{0i} : 昭和49年6月28日時点で既に設置されている生産施設の面積

α_i : 当該既存工場の業種別既存生産施設用敷地面積計算係数 (P 49 参照)

※ 生産施設の増設と撤去の両方がある場合は、増加面積及び減少面積の合計

② 緑地面積

$$G \geq \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

P_i : 今回の変更に係る i 業種の実生産施設の面積

※ 生産施設の増設と撤去の両方がある場合は、増加面積のみの合計

G : 今回の変更に伴い設置する緑地の面積

G_0 : 今回の変更の前までに設置されている緑地の面積の合計のうち、最低

限設置することが必要な緑地の面積を超える面積

(すなわち、前回の届出での「次回 G_0 」)

③ 環境施設面積

$$E \geq \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

P_i : 今回の変更に係る i 業種の実生産施設の面積

※ 生産施設の増設と撤去の両方がある場合は、増加面積のみの合計

E : 今回の変更に伴い設置する環境施設の実面積

E_0 : 今回の変更の前までに設置されている環境施設の実面積の合計のうち、

最低限設置することが必要な環境施設の実面積を超える面積

(すなわち、前回の届出での「次回 E_0 」)

工場立地法 届出の手引き

(2) 特例団地（前原インターチェンジ南産業団地）

共通施設として適切に配置された環境施設がある工業団地は、準則値の緩和措置があり、以下のとおりとなります。

生産施設面積率（％）（上限）							環境施設面積率（％）（下限）	
第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種	第7種	内緑地率（％）（下限）	
48.221	64.295	72.332	80.369	88.405	96.442	100	7.738	1.346

○当地区は、地区計画により、建ぺい率60%以下、緑化率が10%以上になっています。

※建ぺい率とは、敷地面積に対する建築面積のこと。

地区計画における緑化率は、工場立地法における屋上緑化、駐車場緑化を含む緑地率と同意（壁面緑化を除く）。

7. 届出先

経済振興部 商工振興課 企業立地係

〒819-1192

福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

■お問い合わせ先

TEL：092-332-2096（直通）

FAX：092-324-2531

※新設又は変更の届出は、工事着工予定日の90日前までに行ってください。

届出内容が適当であると認められる場合は、「実施制限期間の短縮申請」により10日に短縮することができます。

（審査に10日以上、時間を要する場合がありますので、事前にご相談ください。）

■届出部数：1部